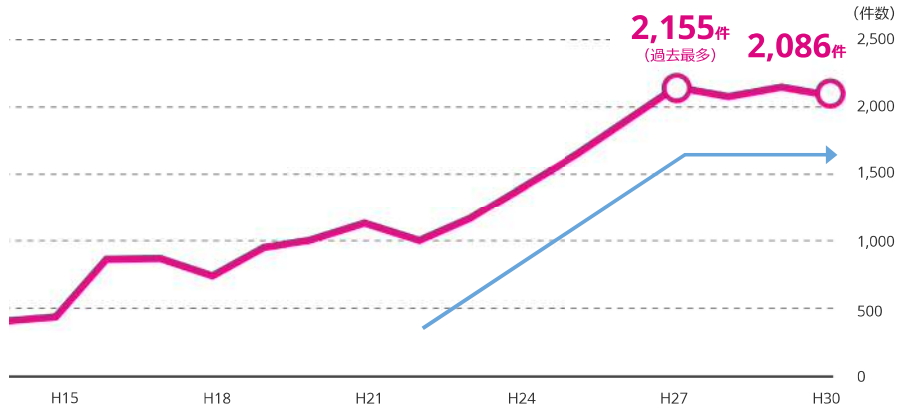


札幌市医療安全相談窓口への相談件数

The Number of Consultations 1

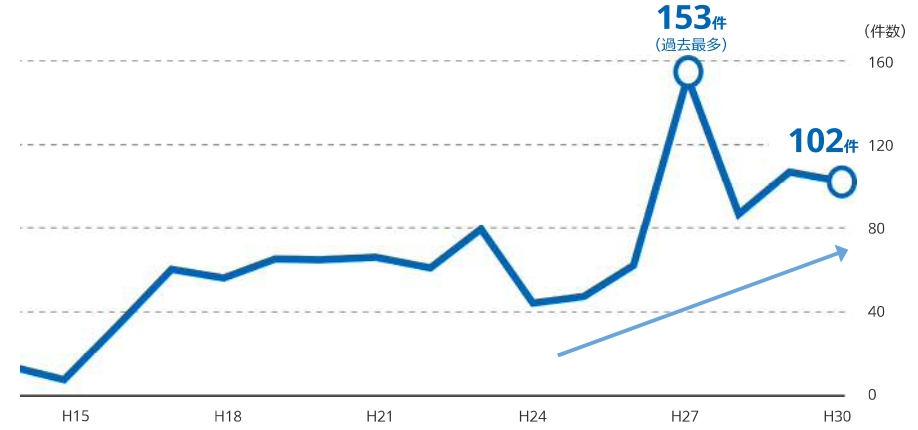


歯科医療機関は？

5

歯科医療機関への相談件数

The Number of Consultations 2

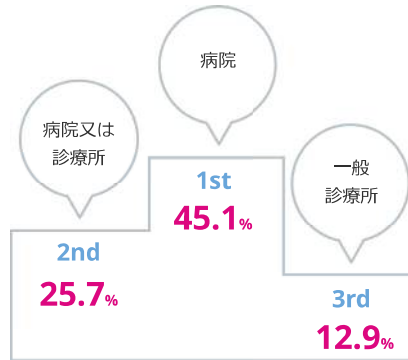


相談内訳は？

6

H30対象施設別の相談割合

The Ranking of Consultation Content 1



(次点：歯科診療所 6.9%)

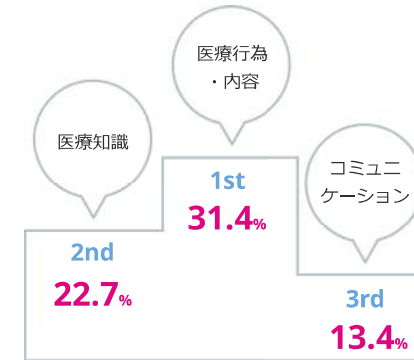
《注》

- 「病院又は診療所」は、医療機関で発生した事例であるが、施設名が特定できない場合に分類しています
- 一般診療所と歯科診療所で施設が特定できない場合、相談内容から分類しています

7

H30相談内容別の相談割合

The Ranking of Consultation Content 2



(次点：医療機関等の紹介 11.6%)

《注》

- 医療行為・内容：診療内容、医療過誤、転院・退院、医療従事者の資格などの相談
- 医療知識：健康や病気、薬、医療関係の制度などの相談
- コミュニケーション：説明、基本的マナーなどの相談

8

詳細は事業概要を御確認ください

Pamphlet



9



10

事例紹介にあたって

Introduction 1

今日紹介する事例は...

- 相談者の主訴をまとめたものです
- 実際に起こったことが全て反映されているわけではありません

11

考えていただきたいこと

Introduction 2

- どうして今回の相談に至ったのか
 - 自分たちならどのように対応するか
 - 今後同様の相談を防ぐにはどうしたらよいか
- 院内で話し合い、今後の対応に役立てていただきたいです

12



放射線被ばく

01

13

相談

Details

事例No.1

- 子どもが怪我をしたので医療機関に連れて行ったところ、事前に説明がないまま、CTとレントゲンを撮影されました
- CTは被ばく量が多いと聞きました
- 今後の子どもへの影響が心配です

事例No.2

- CT撮影で造影剤注射を打たれた後、手が腫れてきました
- 医療ミスだと思います

14

窓口での対応

Correspondence

対応No.1~2

- 撮影前に検査の目的や被ばくによる身体への影響については説明すべきであり、心配な点は医師に確認してはどうかと説明しました
- 保健所では医療事故かどうかの判断はできないため、まずは医療機関と話し合い、納得が出来なければ弁護士に相談してはどうかと説明しました

15

医療機器に関する制度の動向①

Trend 1

厚生労働省からの通知①

- 医療法に規定されている医療機器に係る安全管理体制確保措置の運用に関する通知が改訂されました
- 添付資料として、CT・MR装置を対象とした「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」が策定されました
- 該当する機器を所持している医療機関は参考にしてください



「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」
(平成30年6月12日付け医政地発0612第1号・医政経発0612第1号)

16

医療機器に関する制度の動向②

Trend 2

厚生労働省からの通知②

- 診療用放射線に係る安全管理体制に関して法令が改正されました
 - 医療放射線安全管理責任者を設置してください
 - 診療用放射線の安全利用のための指針を策定してください
 - 責任者は、年に1回以上、従事者への研修を実施してください
 - 患者への被ばく線量の管理や記録をしてください（一部の機器のみ）
- **令和2年4月1日**から施行されますので、準備をお願いいたします

「医療法施行規則の一部を改訂する省令の施行等について」（平成31年3月12日付け医政発0312第7号）
「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」（令和元年10月3日付け医政地発1003第5号）

17

相談

Details

事例No.1

- 歯科医師や歯科衛生士が処置の際に手袋を着用していませんでした
- 他の患者に使用した歯ブラシを使いまわしています

19



衛生管理

02

18

窓口での対応

Correspondence

対応No.1

- 衛生管理の面で不適切と考えるので、医療機関の情報を教えてほしいと説明しました
- 医療機関の情報を教えていただけない場合、これ以上の対応は困難ですが、医療機関を特定できた場合、管理状況の聞き取りや立入を実施しています

20

院内感染対策に関する制度の動向

Trend

厚生労働省からの通知

- 厚生労働省委託事業において日本歯科医学会が策定した「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針」が改訂されました
- 医療従事者の防護、器材などの滅菌・消毒、診療室の設備などの内容についてQ&A形式で紹介されています



「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）」（平成31年3月29日改訂）

21

指針の内容

Contents

手袋の着用に関する説明（抜粋）

- 歯科診療に手袋を使用することが強く勧められます
- 患者ごとに常に両手とも新しい医療用グローブを装着し、使用後は直ちに外して手を洗うよう努めることが強く勧められます
- 歯科衛生士等の介助者の手袋着用も強く勧められます
- 速乾性手指消毒薬では付着した微生物を完全に除去できません

22

保健所からのお知らせ

Information

医療機関の皆様にご存知の情報を紹介します

23

札幌市公式ホームページを御確認ください

Homepage

- 「各種通知（医務）」のページ
 - 医療機関への各種通知を掲載しています
 - 定期的の確認をお願いいたします
 - <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/tuutiimu.html>
- 「医療安全支援センター」のページ
 - 医療安全支援センターの情報を掲載しています
 - <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/index.html>

24

検索方法①

Search 1



25

検索方法②

Search 2



医療安全支援センターのページへ

各種通知のページへ

26

御清聴いただき、誠にありがとうございました

是非アンケートに御協力をお願いいたします



不明な点などがございましたら、札幌市保健所医療政策課までご相談ください

TEL 011-622-5162

27